

第 1 回宮崎県水産加工品評会審査要領

1 審査委員会の設置

- (1) 品評会を実施するため、審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、学識経験者、流通・販売・飲食業界代表者、消費者代表者及び県をもって組織する。
- (3) 委員会には、審査委員長を 1 人置く。
- (4) 委員会は、審査基準により出品物の審査を行い、優良品の表彰に関する事項を決定する。
- (5) 審査委員の構成及び選出方法は以下のとおり。

ア 学識経験者	3 名	委嘱
イ 流通・販売・飲食業界代表者	3 名	委嘱
ウ 消費者代表者	10 名程度	委嘱及び公募
エ 県	2 名	

2 審査基準

次に掲げる 4 項目の基準に基づき審査する。

項目	基準
(1) 原材料	①宮崎県産水産物が主な材料となっていること ②宮崎県産の水産物の特徴が活かされていること
(2) 品質	③味、香り、形状、色沢、食感などが優れていること
(3) 加工技術	④加工技術が優れていること ⑤創意工夫がなされていること ⑥独創性があること
(4) 商品価値	⑦商品としての完成度が高いこと ⑧普及性があり、商品としての市場性が高いこと (価格、規格、パッケージ、ネーミング等)

3 審査方法

- (1) 審査委員は、2 の審査基準の項目ごとに次の区分に基づいて採点する。(40 点満点)

区分	点数
非常に優れている	10～9
優れている	8～7
普通である	6～5
やや劣る	4～3

劣る	2～1
----	-----

(2) 全ての審査委員の点数を集計し、合計点数の高い商品から順に水産庁長官賞、宮崎県知事賞、宮崎県漁港漁場協会会長賞とする。なお、受賞品となり得る高得点の商品のうち、合計点数が同じ商品が複数ある場合は、審査委員の協議により、受賞品を選定する。

(3) 審査に関し、当要領に記載の無い事項については協議の上決定する。

4 報酬の支弁

審査委員の報酬の額及び費用弁償の額並びにその支給方法は、次のとおりとする。

(1) 報酬の額は、5,000円とする。ただし、国、県、又は市町村の職員である審査委員には、支給しないものとする。

(2) 審査委員の旅行に要する費用の弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）に規定する第7級相当額とする。

附則

この要領は、令和8年7月1日より施行する。